

玉村町空家除却補助事業補助金

☆ 空家の除却工事費の一部を補助します ☆

除却工事費の1/2の額
最大50万円

玉村町では、地域の住環境の向上を図るため、町内に存する空家の除却を行う人に対して、予算の範囲内において、空家の除却工事費の一部を補助します。

補助対象空家

下記のいずれにも該当する空家が対象となります。

- ・ 町内に存する空家で個人が所有するもの（法人は対象外）
- ・ 一戸建て住宅、併用住宅、店舗のいずれか
- ・ 空家の期間が概ね1年以上のもの
- ・ 空家に所有権以外の権利が設定されていないもの
- ・ 公共事業による移転等の補償の対象でないもの

補助対象者

下記のいずれにも該当する人が対象になります。

- ・ 補助対象空家の登記事項証明書に所有者として記載されている者もしくは、その相続人またはそれらの者から同意を得た者
- ・ 本人及びその属する世帯の全員が、町税等を滞納していないこと
- ・ 過去にこの補助金を受けていないこと
- ・ 暴力団員または暴力団員と密接な関係者でないこと

注意事項

- ・ 補助の対象になるか、事前にご相談ください。
- ・ 申請期間は 5月1日～7月18日まで（土曜日・日曜日・祝日は除く）です。
（時間：午前8時30分～午後5時15分）
- ・ 申請書等は役場の都市建設課窓口へ直接提出してください。
（郵送等では受付できません）
- ・ 交付決定は申請期間終了後となり、申請の先着順ではありません。
- ・ 除却工事は玉村町内の施工業者に依頼してください。

～ 申請・問い合わせ先 ～
玉村町都市建設課（役場2階 ①番窓口） TEL:0270-64-7707（直通）